

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への参加に関する意見書

我が国の農林水産業は、言うまでもなく国民のいのちの糧である食料を提供するという唯一の産業であり、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成など多面的な機能も有しており、国民が等しくその恩恵を享受する国民共有の財産である。

しかしながら、今日の農林水産業を取り巻く環境は、従事者・担い手の減少、高齢化の進行、販売価格の低迷、耕作放棄地の増加など、ここ十数年で危機的な状況が一層深刻となっており、非常に厳しい状況にある。

一方、政府においては、11月9日、環太平洋連携協定に関し、情報収集を進めながら、関係国との協議を開始することを明記した、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、来年6月を目途に農業の構造改革に関する基本方針を決定することとしたところである。

この環太平洋連携協定は、関税撤廃の例外を原則認めない貿易自由化を目指しており、締結による農林水産物等への影響を、農林水産省は年間生産額が約4兆5,000億円減少すると試算している。

また、本県の基幹産業でもある農林水産業への影響は、約329億円を上回る年間生産額の減少が推定されることから、壊滅的打撃を被るとともに、関連産業を含めた雇用環境の悪化等、地域経済に多大な影響を与えることは明白であり、環太平洋連携協定参加ありきの対応については、到底容認できるものではない。

よって、国においては、環太平洋連携協定への参加については、多様な農林水産業の共存という基本理念を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業の振興などを損なうことのない対応が必要であり、農林水産業の根幹に関わる事項であることから、拙速な参加表明を行うことなく、必ず国民的合意形成が図られるよう、慎重な対応を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊